

告 示

埼玉県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
介 護 シ ョ ッ プ し お ん	所 在 地	秩父市滝の上町4 - 18	秩父市桜木町11 - 21	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
				福 祉 用 具 貸 与
				特 定 福 祉 用 具 販 売
介 護 老 人 福 祉 施 設 馬 室 た ん ぼ ぼ 翔 裕 園	所 在 地	鴻巣市大間829 - 1	鴻巣市原馬室3335	介 護 老 人 福 祉 施 設
	名 称	特別養護老人ホームたんぼぼ翔裕園	介護老人福祉施設馬室たんぼぼ翔裕園	
ケ ア ヤ ン グ 有 限 会 社	所 在 地	川口市南鳩ヶ谷7 - 17 - 24	川口市南鳩ヶ谷7-28-91-101 2-101	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
居 宅 介 護 支 援 ケ ア ヤ ン グ	所 在 地	川口市南鳩ヶ谷7 - 17 - 24	川口市南鳩ヶ谷7-28-91-101 2-101	居 宅 介 護 支 援
在 宅 ケ ア サ ー ビ ス ソ ラ ス ト 川 口	名 称	在宅ケアセンター きらめいと川口	在宅ケアサービス ソラスト川口	居 宅 介 護 支 援
訪 問 介 護 事 業 所 は ま ゆ う	所 在 地	新座市東北2 - 30 - 26	ふじみ野市上福岡6 - 4 - 5	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
エ イ ジ ン グ 介 護 サ ー ビ ス	所 在 地	所沢市小手指町3 - 11 - 17	所沢市花園2 - 2349 - 13	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護